

令和7年第7回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年7月31日(木) 午後 2時00分 開会 午後 2時30分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4階 全員協議会室		
議長	大山 理晴 会長		
出席委員 (20名)	委員	安 藤 良 一	勝 股 増 夫
		土 屋 敏 子	小 栗 智 幸
		加 納 富 雄	足 立 正 之
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		水 野 安 喜	安 田 清 和
		奥 村 正 子	鈴 木 録 郎
	農地利用 最適化推 進委員 (欠員1 名)	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	渡 邊 俊 美
		有 我 俊 春	板 橋 仁 晃
		小 川 伸 二	岩 嶋 貞 夫
欠席委員 (2名)	遠 山 英 俊	成 瀬 良 美	
事務局	局長	伊 東 範 明	
	局長補佐	有 賀 大 輔	
	事務職員	西 尾 友 宏	
付議事項			
議第1号 農地法第4条の規定による許可申請について			
議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について			
※付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和7年第7回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。
瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員12名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、岩嶋 貞夫委員と渡邊 俊美委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題いたします。

奥村 正子委員、説明をお願いします。

奥村委員

去る7月23日に、有我 俊春委員、成瀬 良美委員、有賀局長補佐、西尾事務職員、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第4条の規定による許可申請につきましては1件であります。

内容といたしましては、畑が3筆で、面積が181.3㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

西尾事務職員

それでは、議第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから6ページになります。まずは、5ページ、6ページをご覧ください。

4条-5

(議案書の内容を説明)

申請人が申請地を一般個人住宅として利用するものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委員 (質問・意見無し)
- 議長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。
議第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。
次に議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。
奥村 正子委員委員、説明をお願いします。
- 奥村委員 農地法第5条の規定による許可申請につきましては6件であります。
内容といたしましては、田が1筆、畑が5筆で、合計面積が3,364㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。
- 西尾事務職員 それでは、議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
議案集の7ページから20ページになります。

9ページと10ページをご覧ください。
5条-27
(議案書の内容を説明)
申請地は都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

11ページと12ページをご覧ください。
5条-28
(議案書の内容を説明)
申請地は、小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

13ページと14ページをご覧ください。
5条-29
(議案書の内容を説明)
申請地は、都市計画で近隣商業地域に指定されている第3種農地で、

隣接地への影響がないように対策が講じられていますので、転用に対し問題ないものと考えます。

15ページと16ページをご覧ください。

5条-30

(議案書の内容を説明)

申請地は、小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

17ページと18ページをご覧ください。

5条-31

(議案書の内容を説明)

申請地は都市計画で第2種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられていますので、転用に対し問題ないものと考えます。

17ページと18ページをご覧ください。

5条-32

(議案書の内容を説明)

申請地から概ね500m以内に稲津コミュニティーセンターと稲津こども園がある第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員

(質問・意見無し)

議長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員